

大和郡山市上下水道部清掃業務包括委託 入札説明書

1	件名	大和郡山市上下水道部清掃業務包括委託
2	業務場所	大和郡山市植槻町6番10号 大和郡山市額田部北町1038番地 大和郡山市上下水道部(本館・北郡山浄水場) 昭和浄水場
3	業務期間	令和7年5月1日から令和10年4月30日まで(36ヶ月間) ※ この契約は地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条17及び大和郡山市長期継続契約を締結することができる契約に関する規則第2条第2項により長期継続契約とする。よって本契約の締結の日の属する年度の翌年以降の大和郡山市の歳入歳出予算において、受託者に支払うべき代金が減額又は削除されたときは、契約を変更または解除することができる。
4	開札日時 及び場所	令和7年4月22日(火) 14:00 大和郡山市上下水道部庁舎2階会議室(大和郡山市植槻町6-10)
5	入札書提示額	入札書記載額は、委託期間(36ヶ月)内における委託料総額(消費税相当額は含まない)を36月で除した額(1ヶ月分の委託料)を記載すること。入札額に110/100を乗じた額をもって契約額とします。
6	入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1号もしくは第8号に定める奈良県知事登録がされていること。 (2) プライバシーマーク付与認定またはISO/IEC27001及びJISQ27001認証のいずれかを取得している者であること。 (3) 奈良県内に本店、支店または営業所のある法人であること。 (4) 大和郡山市の令和7年度の物品購入・委託業務等業者登録(指名競争入札参加資格者名簿)に登録がなされている者であること。 (5) 大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録の入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。 (6) 官公需適格組合等にあつては、その会員及び構成員が当該入札案件について入札参加し、資格確認を受けていないこと。 (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 (10) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者であること。 ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

6 入札参加資格 (つづき)	(11) 日常清掃業務について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請けとしての履行実績として下記③の実績を複数件有していること。 ただし、下記①の対象期間において当該発注案件にかかる業務及び大和郡山市公共施設で同等以上の業務を誠実に履行されたと認められる者については、以下に関わらず(11)の資格を満たしているものとみなす。 ① 対象期間 令和2年3月1日から令和7年2月28日までの期間 ② 対象施設 奈良県内の官公庁物件 ③ 実績 ・ 下記ア～ウのすべてを満たして実績1件とみなす。 ア. 対象期間中に連続24ヶ月以上の履行履歴がある。 イ. 同期間内に2施設以上を同時に履行している。(一括契約、個別契約は問わない。) ウ. 延床面積合計2,200㎡以上の履行している。 ・ 前項の実績には1施設あたり延床面積1,200㎡以上の建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物を含む履行実績を1件以上有すること。 ・ いずれも奈良県内に所在地がある本社・支社・営業所等が再委託ではなく直接委託を受けて締結した契約実績であること。
7 入札参加資格 の確認方法	この入札に参加を希望する者は、6に掲げる入札参加資格を有することの確認を受け るため、下記①～⑩に定める書類を指定の場所に提出しなければならない。なお、期 限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この 一般競争入札に参加することができない。 (1) 提出書類 ① 一般競争入札参加申請書 ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書 ③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1号もしくは 第8号に定める登録証明書(写)※奈良県知事登録 ④ プライバシーマーク付与認定書(写)またはISO/IEC27001及びJISQ27001 認証書(写) ⑤ 官公需適格組合等の場合はその組合を構成する会員名簿 (官公需適格組合等が参加申請する場合のみ、令和7年3月末現在) ⑥ 令和2年3月1日～令和7年2月28日までの期間の日常清掃業務契約実績表 ※ 6入札参加資格の(11)にかかる実績 及び 9入札手続等の(1)(2)の入 札保証金及び契約保証金免除規定にかかる実績を記入すること。 ⑦ 上記⑥で記載した契約業務内容を確認できる契約書、仕様書、履行実績 確認書等(写) (2) 提出期限 令和7年4月8日(火) 17:00まで(必着) (3) 提出場所 〒639-1005 大和郡山市植槻町6番10号 大和郡山市上下水道部 業務課 (4) 提出方法 持参又は郵送によること。 (5) 入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和7年4 月10日(木)までに、次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。 ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及 びその理由 (6) その他 ① 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた 者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入 札に参加できない。 ② 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とす る。 ③ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申 請者に無断で使用しない。 ④ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

8 仕様書の質問	(1) 仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。 ① 提出期間 令和7年4月8日(火) 17:00まで ② 送信先 大和郡山市上下水道部 業務課 ③ 提出先アドレス suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp (2) (1)の回答については、市HPIにて回答する。ただし質問なしの場合を除く。 ① 回答期限 令和7年4月10日(木) ② 回答先URL https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/3/15979.html
9 入札手続等	(1) 入札保証金 25,000円(以下に該当する場合は免除) 金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手にて開札前までに支払うこと。落札者の決定後ただちに還付する、ただし、落札者にかかる入札保証金は契約保証金に充当する。 (入札保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (2) 契約保証金 契約金額の100分の10(以下に該当する場合は免除) (契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (省略) (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)
10 入札書の提出	(1) 提出期限 令和7年4月21日(月) 17:00まで (必着) (2) 提出方法 書留郵便で郵送すること。又は契約担当部局に直接持込で手渡しにて提出し、受領書を受け取ること。 (3) 提出先 7 入札参加資格の確認方法 (3)に同じ

11 入札上の注意	(入札の基本的事項) 入札者は、地方自治法(昭和22 年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。 (公正な入札の確保) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法) 入札書は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に110/100を乗じた額とします。 (入札書の金額の数字) 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。 (入札書の記載事項の訂正) 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。 (入札の辞退) 1 入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後、直接事前持込提出後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。 2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。 (入札執行回数) 入札執行回数は2回以内とし、再度の入札を行う場合は入札書提出期限をFAX等で通知します。 (入札書等の提出方法) 1 当該入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の到達期限までに書留郵便または直接事前持込により、指定の宛先まで提出すること。 2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。 (無効の入札) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。 (1) 市長が定める入札条件に違反した入札 (2) 入札書に記名押印のない入札 (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (4) 同一の入札参加者が2 通以上の入札書を提出した入札 (5) 直接入札担当課に事前に持参する方法及び郵便入札の方法によらない入札 (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札 (7) 書留郵便及び直接事前持込提出以外の方法による入札 (8) 入札書以外のもの(金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く)が同封された入札 (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札 (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札 (開札) 1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。 3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(大和郡山市庁舎の休日の場合は、その前日)の正午までに電子メールで申し込みをすること。 (入札の延期、中止及び取消し) 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。 (落札者の決定) 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者としします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。なお、落札者がいない場合は再度入札又は再度公告を行います。
------------------	---

12 入札書の提出

(1) 入札書を提出する封筒の記載方法

記載した入札書は下図のように封筒に封入し、封筒の継ぎ目に割印を押印のうえ提出してください。

(直接持込で手渡しにて提出する場合でも割印は必要です。)

書留郵便
相当額の
切手

〒 639-1198

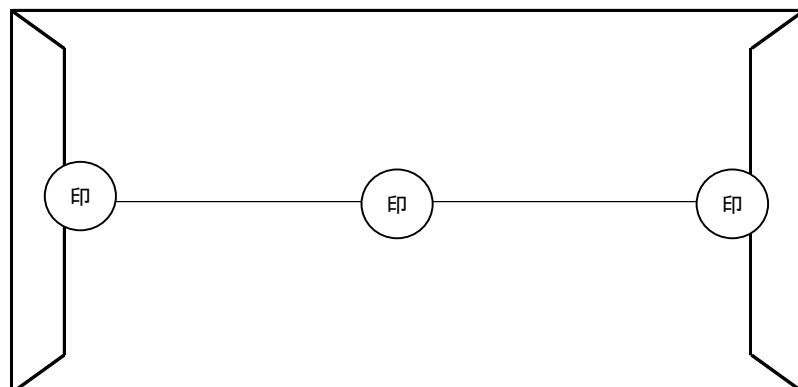
大和郡山市植槻町6番10号
大和郡山市上下水道部
業務課

大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中	
入 札 件 名	大和郡山市上下水道部清掃業務包括委託
委 託 場 所	大和郡山市植槻町 外
開 札 年 月 日	令和7年4月22日(火) 14:00
商 号	株式会社 ●●●●
代 表 者 名	代表取締役 ■■■■
連 絡 先	連絡先電話番号
担 当 者 名	▲▲ ▲▲

※ 中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。

書留



12 入札書の提出
(つづき)

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1198

大和郡山市植槻町6番10号
大和郡山市上下水道部
業務課

大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	大和郡山市上下水道部清掃業務包括委託		
委託場所	大和郡山市植槻町 外		
開札年月日	令和7年4月22日(火)	14:00	
商号			
代表者名			
連絡先			
担当者名			

(2) 入札書の記載方法
別添の入札書様式をご利用ください。

入札書記載例

入 札 書

1 件 名 大和郡山市上下水道部清掃業務包括委託

2 委託場所 大和郡山市植槻町 外

「¥」を記載

3 入札金額

¥	0	0	0	0	0	0	円
---	---	---	---	---	---	---	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上田 清 様

実際に入札書を作製した
日付を記入して下さい。

令和 年 月 日

住所・入札業者名を記載のう
え、必ず代表者印を押印

住 所

商号又は名称

印

代表者氏名

印

13 特記事項	(1) 事業統合による本公告の継承 大和郡山市水道事業が令和7年4月1日に奈良県広域水道企業団（以下、企業団という。）に事業統合されることから、同日以降の本公告に関する入札業務や契約等は企業団に継承される。 (2) 名称の読替 上記の事由により、令和7年4月1日以降は「大和郡山市長」に関する事項は「奈良県広域水道企業団企業長」に、「大和郡山市上下水道部」に関する事項は「奈良県広域水道企業団大和郡山事務所」に適宜読み替えるものとする。
---------------------	--

入 札 書

1 件 名 大和郡山市上下水道部清掃業務包括委託

2 委託場所 大和郡山市植槻町 外

3 入札金額

								円
--	--	--	--	--	--	--	--	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住 所 _____

商号又は名称

代表者氏名

印

大和郡山市上下水道部清掃業務包括委託業務詳細仕様書

この仕様書は、清掃等業務の実施基準の概要を示すもので、現場の状況に応じ、本書に記載されていない軽微な業務についても誠意を持って行うものとし、すべての清掃等業務について遺漏のないよう実施するものとする。

なお、本仕様書で甲とは委託者、乙とは受託者をいう。

1 所在地及び名称

大和郡山市植槻町 6 番 1 0 号及び大和郡山市額田部北町 1 0 3 8 番地
大和郡山市上下水道部（本館・北郡山浄水場・昭和浄水場）

2 清掃等業務期間

令和 7 年 5 月 1 日～令和 10 年 4 月 30 日（36 ヶ月（3 年間））

3 清掃等業務要員

日常清掃等は当該業務を完遂するに足りる人員を配置すること。

4 清掃等業務日時

日常清掃等業務は、平日の午前 7 時 00 分～午後 4 時 00 分の間に行うものとする。
ただし、当施設は上水道に係る施設のため、衛生環境を保つのに十分な清掃時間の確保と人員の配置をすること。

5 休日

日常清掃等業務は土・日曜日、国民の祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始

6 使用材料等

日常清掃等の清掃等業務に使用する一切の器材、消耗品及び備品類は、不足をきたさないように乙が準備し費用負担する。

（例）機材等、掃除機・ほうき、ちりとり等の掃除用具や以下の消耗品類

トイレ洗剤

液体せっけん（2 箇所）

固形石鹸（トイレ 4 箇所・洗面場・炊事場 3 箇所）

トイレ用殺菌消毒石鹸

トイレトーパー

ペーパータオル（浄水場）

クリーナー類

汚物缶用を含むごみ袋

その他本仕様を実施するために必要な消耗品及び備品

7 清掃等業務の実施報告

日常清掃等業務については、業務月報により毎月甲に報告することとする。

8 清掃等場所

大和郡山市上下水道部（本館及び敷地内・北郡山浄水場の館内・昭和浄水場の館内）

※館内の面積については簡易な図面から算出したものであるため、参考程度となります。敷地内の面積は現地確認すること。

9 清掃等内容

（1）日常清掃等（上下水道部本館）

- ① 別紙上下水道部本館日常清掃箇所の掃除をし、特に汚れのひどい所は、モップ等による水拭きを行うこと。
- ② 壁及びガラス部分（自動ドア含む）の清掃は、手及びモップの届く範囲で塵埃を払い、清水（原則としてクリーナーを用いる）をもって雑巾ぶきをした上、乾拭きすること。
- ③ 窓枠・網戸・ブラインド・窓台等の清掃は、手及びモップの届く範囲でクリーナーを用いて塵埃を払い、その上で雑巾がけをすること。
- ④ トイレの汚物入れの清掃は、汚物を所定の場所に処理し、容器は必ず洗浄すること。
- ⑤ 便器・洗面器等の清掃は、午前8時30分までに水洗いした上、布拭き仕上げとし、特に汚れのひどい所は、洗剤で取り除き拭きあげること。
- ⑥ 6（1）の備品消耗品類が常備されるように補給すること。
- ⑦ 上下水道部本館及び北郡山浄水場の建物周辺及び駐車場の清掃は、必要に応じ掃き掃除、草引き及び散水を行い、紙屑・落ち葉等が飛散しないよう、また外壁・軒下等にはクモの巣が張らないよう留意すること。（別紙住宅地図参照）
- ⑧ 建物内のゴミ箱のゴミを収集して、ゴミ収集日の午前7時30分までに集積場所に出すこと。
- ⑨ 食堂（昼食時のみ）の湯茶段取り、片付けを行うこと。
- ⑩ 軍手の洗濯
- ⑪ 週1回、玄関先に設置されている噴水の清掃・水量補給

（2）日常清掃等（北郡山浄水場及び昭和浄水場）

- ① 週1回、別紙北郡山浄水場及び昭和浄水場日常清掃箇所の掃除をし、特に汚れのひどい所は、モップ等による水拭きを行うこと。

- ② 便器・洗面器等の清掃は、水洗いした上、布拭き仕上げとし、特に汚れのひどい所は、洗剤で取り除き拭きあげること。
- ③ トイレットペーパー・石鹼等が常備されるように補給すること。
- ④ 建物内のゴミ箱のゴミを収集して、集積場所に出すこと。
- ⑤ 軍手の洗濯

10 清掃等業務上の留意点

- (1) この業務実施にあたっては、甲の執務に支障のないよう十分注意し、業務上での衛生及び火気取締りには特に注意を払うこと。
- (2) この業務の実施中に破損箇所を発見したときは、直ちに関係者に報告すること。
- (3) 清掃業務の実施中に建物その他に損害を与えたときは、乙の負担で復旧しなければならない。

11 再委託について

日常清掃の再委託は禁止とする。

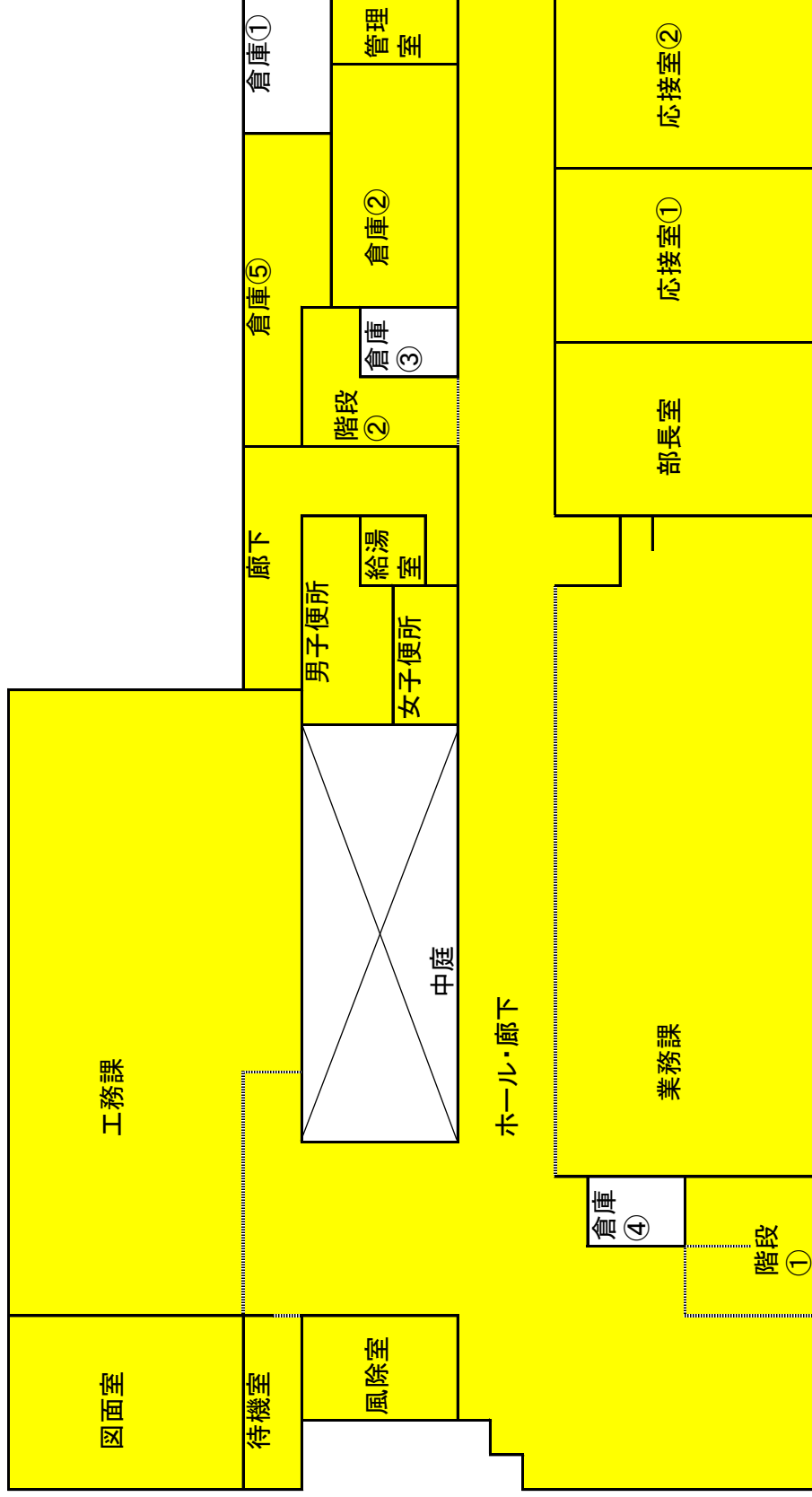
12 委託者について

令和7年4月1日に大和郡山市水道事業は奈良県広域水道企業団に事業統合され、大和郡山市上下水道部庁舎本館・北郡山浄水場・昭和浄水場は当該企業団に移管することから、甲とは当該年月日の前日までは大和郡山市上下水道部、以降は奈良県広域水道企業団を指す。

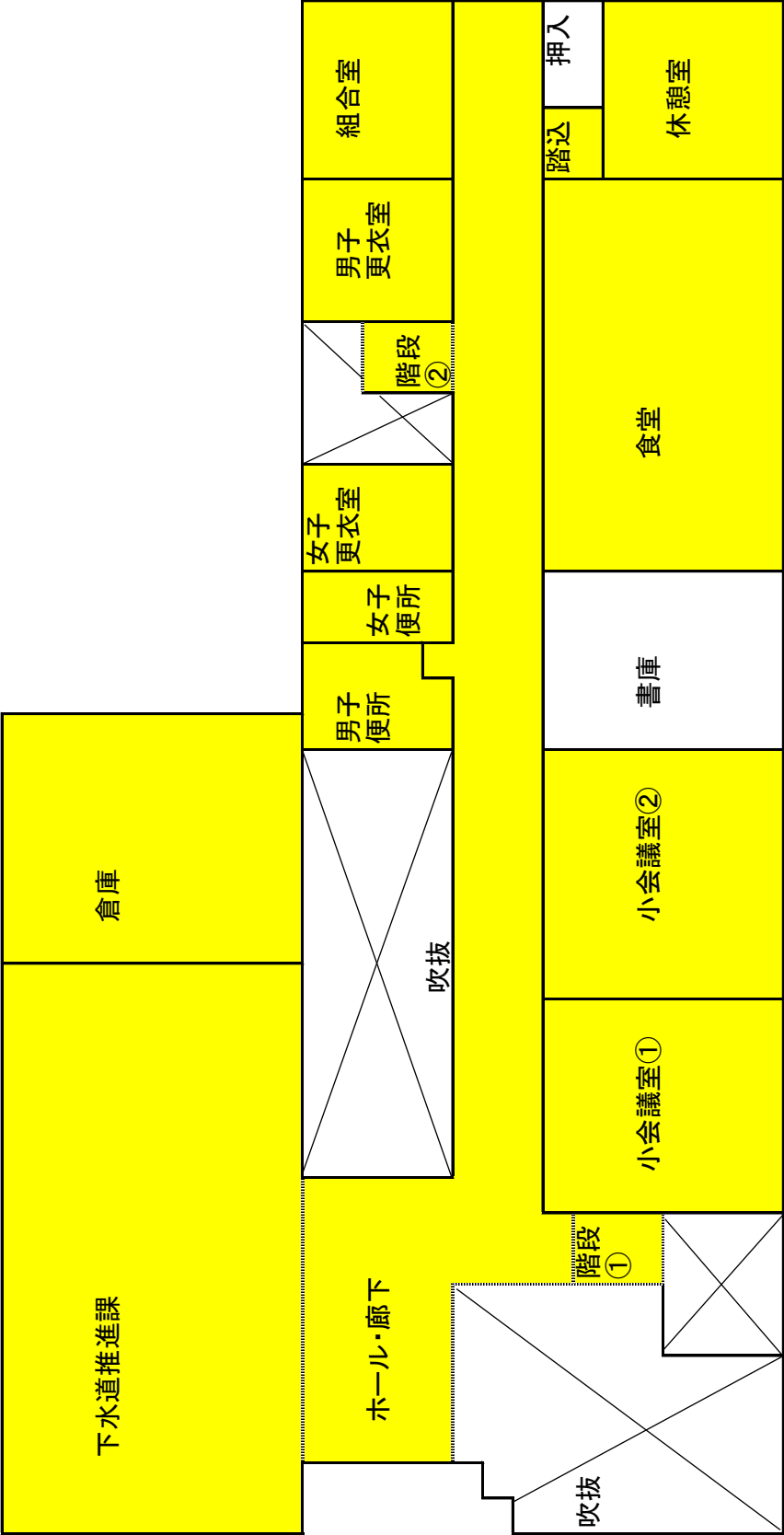
甲に関する事項は令和7年4月1日付で奈良県広域水道企業団へ承継する。

13 この仕様書に基づくものの他は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

日常清掃箇所
上下水道部本館 1F



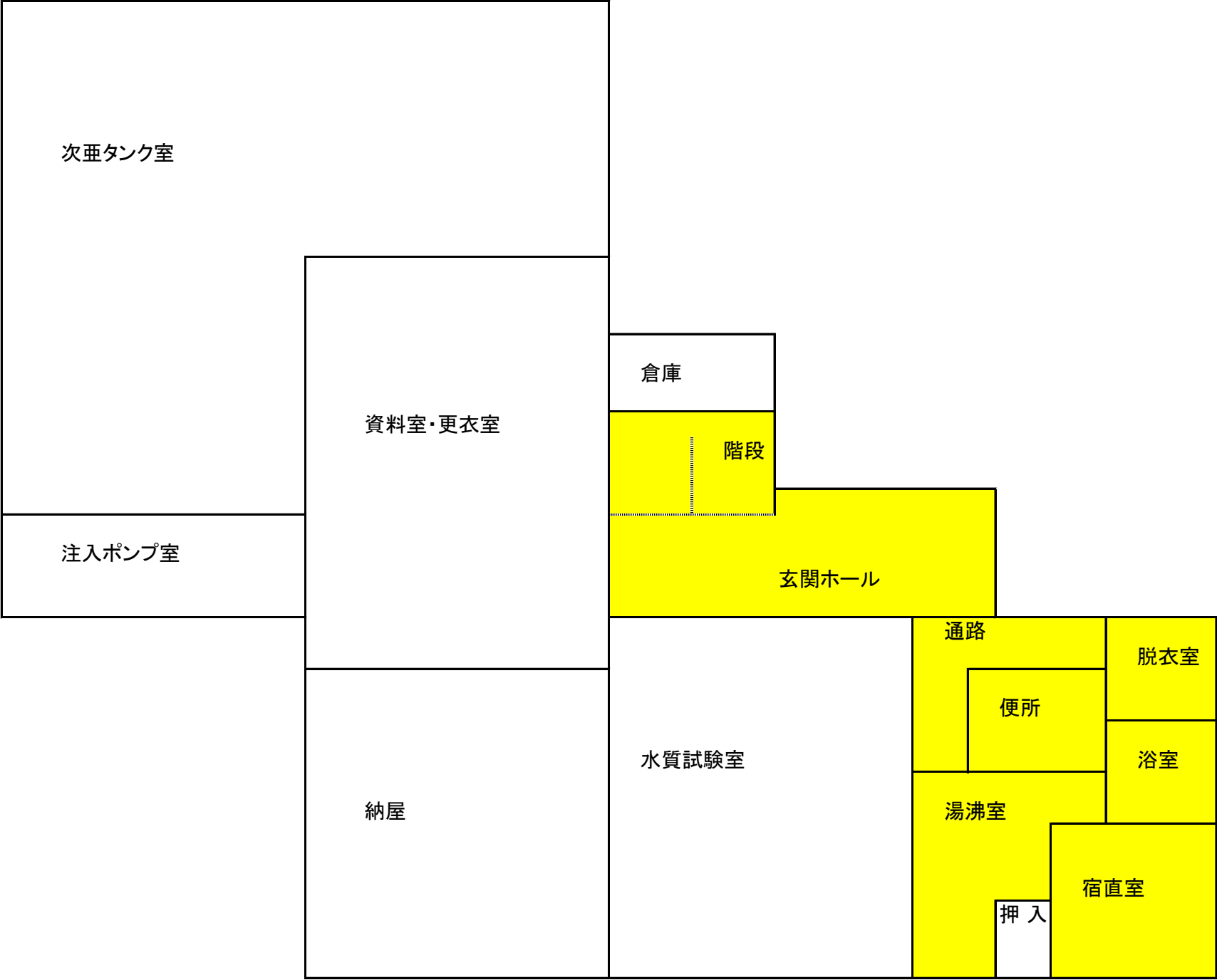
日常清掃箇所
上下水道部本館 2F



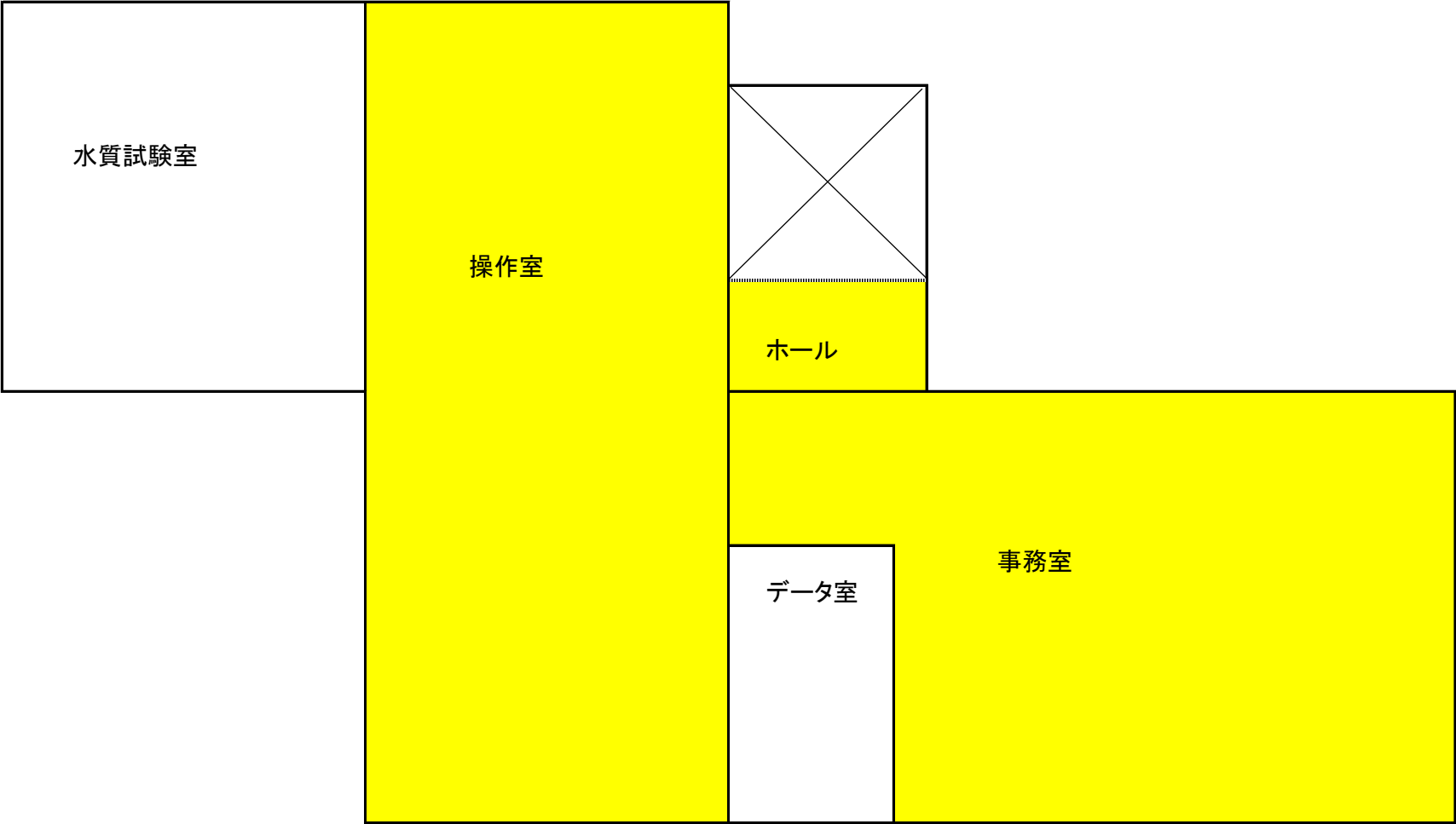
日常清掃箇所
北郡山浄水場



日常清掃箇所
昭和浄水場 1F



日常清掃箇所
昭和浄水場 2F



上下水道部本館 1F 床面積 床材質

名称	床面積(㎡)	床材質
ホール・廊下	151.57	磁器質150角床タイル貼
階段①	17.64	長尺塩ビシート貼
業務課	107.20	塩ビタイル
部長室	35.77	タイルカーペット
応接室①	29.20	タイルカーペット
応接室②	29.20	塩ビタイル
風除室	10.30	磁器質150角床タイル貼
待機室	10.30	長尺塩ビシート貼
図面室	34.55	長尺塩ビシート貼
工務課	127.62	塩ビタイル
給湯室	3.24	長尺塩ビシート貼
男子便所	13.20	磁器質50角モザイクタイル貼(一部長尺塩ビシート貼)
女子便所	7.00	磁器質50角モザイクタイル貼
階段②	13.80	長尺塩ビシート貼
廊下	24.64	磁器質150角床タイル貼
倉庫①	14.72	モルタルコテ押工
倉庫②	18.60	長尺塩ビシート貼
倉庫③	2.88	長尺塩ビシート貼
倉庫④	4.20	ビニールタイル貼
倉庫⑤	22.34	モルタルコテ押工
管理室	6.00	長尺塩ビシート貼
合計	683.97	

上下水道部本館 2F 床面積 床材質

名称	床面積(㎡)	床材質
ホール・廊下	97.83	長尺塩ビシート貼
階段①	4.20	長尺塩ビシート貼
小会議室①	38.25	長尺塩ビシート貼
小会議室②	36.50	長尺塩ビシート貼
倉庫	37.05	長尺塩ビシート貼
食堂	65.70	長尺塩ビシート貼
休憩室	23.60	畳敷
踏込	2.80	長尺塩ビシート貼
押入	2.80	ラワンベニヤ
下水道推進課	136.50	長尺塩ビシート貼
書庫	51.18	長尺塩ビシート貼
男子便所	11.93	磁器質50角モザイクタイル貼
女子便所	9.42	磁器質50角モザイクタイル貼
女子更衣室	9.46	畳敷(一部長尺塩ビシート貼)
階段②	2.88	長尺塩ビシート貼
男子更衣室	19.64	長尺塩ビシート貼
組合室	19.16	長尺塩ビシート貼
合計	568.90	

北郡山浄水場 床面積 床材質

名称	床面積(㎡)	床材質
薬注室	37.46	コンクリート敷き
事務室	49.59	長尺塩ビシート
湯沸室	3.60	長尺塩ビシート
空調機械室①	2.70	コンクリート敷き
空調機械室②	2.70	コンクリート敷き
倉庫	21.80	コンクリート敷き
換気ファン室	24.00	コンクリート敷き
宿直室	7.83	畳
押入	1.90	ラワンベニヤ
板間①	1.00	板貼
板間②	6.73	板貼
便所	6.67	角タイル
脱衣室	2.21	板貼
浴室	4.35	モザイクタイル貼
設備関係室	6.72	コンクリート敷き
階段	11.55	長尺塩ビシート
注入ポンプ室	12.60	コンクリート敷き
前室	4.80	長尺塩ビシート
廊下	29.23	長尺塩ビシート
玄関ホール	5.12	角タイル
次亜タンク室	54.09	コンクリート敷き
中央管理室	49.59	タイルカーペット
電気室	196.14	コンクリート敷き
合計	542.38	

昭和浄水場 1F 床面積 床材質

名称	床面積(㎡)	床材質
次亜タンク室	91.08	コンクリート敷き
注入ポンプ室	11.00	コンクリート敷き
資料室・更衣室	44.00	板貼
納屋	33.00	コンクリート敷き
倉庫	4.41	コンクリート敷き
階段	6.69	タイルカーペット
玄関ホール	14.20	石貼
水質試験室	38.50	コンクリート敷き
通路	5.50	石貼
便所	5.00	モザイクタイル貼
湯沸室	9.80	石貼
押入	1.20	ラワンベニヤ
脱衣室	3.60	板貼
浴室	4.40	モザイクタイル貼
宿直室	9.00	畳
合計	281.38	

昭和浄水場 2F 床面積 床材質

名称	床面積(㎡)	床材質
水質試験室	38.50	長尺塩ビシート貼
操作室	77.00	フローリング貼
ホール	5.40	タイルカーペット
事務室	65.69	長尺塩ビシート貼
データ室	11.31	板貼(一部長尺塩ビシート貼)
合計	197.90	

